

第三十四条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第三十四条の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第三十七条第二号中「又は第二十三条」を、「第二十三条又は第二十三条の五」に改める。
(不動産登記法の一部改正)

第四条 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。
第三十一条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等のうちいずれかの者の同意を得たときは、筆界特定登記官に対し、当該対象土地の筆界(第十四条第一項の地図に表示されないものに限る。)について、筆界特定の申請をすることができる。
第三十二条第一項第三号中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第三条中国土調査法第二十三条の三の次に二条を加える改正規定(同法第二十三条の五に係る部分に限る。)、同法第三十一条の次に一条を加える改正規定、同法第三十二条の次に一条を加える改正規定及び同法第三十七条第二号の改正規定並びに次項の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三条中国土調査法の目次の改正規定(第三十四条の二)を「第三十四条の三」に改める部分を除く。、同法第四章の章名の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十九条の見出しの改正規定、同法第一項及び第二項の改正規定、同法第二十条(見出しを含む)の改正規定、同法第二十一条(見出しを含む)の改正規定、同法第四十章中第二十一条の次に一条を加える改正規定及び同法第三十四条の二を改め、同法第五章中同条を第三十四条の三とする改正規定(同法第三十四条の二を改める部分に限る。)、第四条の規定並びに附則第三項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
(国土調査法の一部改正に伴う経過措置)

2 前項第二号に掲げる規定の施行の日から同項第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間ににおける第三条の規定による改正後の国土調査法第三十二条の三第一項の規定の適用については、同項中「不動産登記法」とあるのは、「不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)」とする。
(地方自治法の一部改正)

3 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
別表第一国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)の項中「及び第二十条第一項」を「第二十一条の二第六項において準用する場合を含む。」、第二十条第一項及び第二十一条の二第七項」に改める。

総務大臣 高市 早苗
法務大臣 三好 雅子
国土交通大臣 赤羽 一嘉
内閣総理大臣 安倍 晋三

労働基準法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第十三号

労働基準法の一部を改正する法律

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
第九十九条中「雇入」を「雇入れ」に、「三年間」を「五年間」に改める。

第九十九条ただし書中「二年」を「五年」に改める。
第九十五条中「退職手当を除く。」、災害補償その他の請求権は二年間」を「請求権はこれを行することができる時から五年間」に、「退職手当の請求権は五年間」を「災害補償その他の請求権(賃金の請求権を除く。)はこれを行することができる時から二年間」に改める。

第三十九条第二項 第四十条第二項 第四十一条第四項及び第四十二条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。
附則に次の一条を加える。

第九十九条の規定の適用については、当分の間、同条中「五年間」とあるのは、「三年間」とする。
第九十四条の規定の適用については、当分の間、同条ただし書中「五年」とあるのは、「三年」とする。

第九十五条の規定の適用については、当分の間、同条中「賃金の請求権はこれを行することができる時から五年間」とあるのは、「退職手当の請求権はこれを行することができる時から五年間、この法律の規定による賃金(退職手当を除く。)の請求権はこれを行することができる時から三年間」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、民法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十四号)の施行の日から施行する。

(付加金の支払及び時効に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の労働基準法(以下この条において「新法」という。第九十四条及び第九十五条第二項の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に新法第九十四条に規定する違反がある場合における付加金の支払に係る請求について適用し、施行日前にこの法律による改正前の労働基準法第九十四条に規定する違反があった場合における付加金の支払に係る請求については、なお従前の例による。
2 新法第九十五条及び第九十三条第三項の規定は、施行日以後に支払期日が到来する労働基準法の規定による賃金(退職手当を除く。以下この項において同じ)の請求権の時効について適用し、施行日前に支払期日が到来した同法の規定による賃金の請求権の時効については、なお従前の例による。

(検討)
第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三